

港区新技術検討支援業務委託提案要求仕様書

第1章 全体概要

本提案要求仕様書は、港区新技術検討支援業務に関し、事業者が提案書作成に必要とされる要件（要求事項及び提案事項）について記載したものです。また、本業務を契約締結するに当たっての契約条項についても記載しています。

1. 1 件名

港区新技術検討支援等業務委託

1. 2 履行期間

令和6年6月中旬から令和7年3月31日まで

1. 3 履行場所

港区役所8階（所在地：東京都港区芝公園一丁目5番25号）、その他受託者事業所や視察先等の港区指定場所

1. 4 業務の目的

港区新技術検討支援業務委託（以下「本業務」といいます。）は、区における新技術を活用した効果的な施策を実施するため、ドローンやメタバースの活用案の検討・実証実験支援、その他区で本格導入の実績が無い新技術の活用に向けた支援、先進自治体への視察、プロジェクト管理等を行うものです。

本業務の遂行に当たっては、区の現状・課題を的確に把握し、新技術に関する専門的知識やコンサルティングを行う技術的な専門性を活用して最適な提案ができる能力が必要となります。限られたスケジュールで最大の効果を発揮するために、区への支援に当たっては、上記能力を持ち合わせるとともに、他自治体等における新技術に関する実証実験・導入支援など、豊富な類似業務の実績と人材を有しつつ、本業務の過程でドローンやメタバースなどを専門とする他事業者とも連携のうえ、適切な体制のもと状況の変化にも柔軟に対応し、支援を行うことのできる事業者を求めます。

1. 5 業務概要

本業務は、以下の作業を実施するものとします。

- ①ドローンの活用案の検討、実証実験支援
- ②メタバースの活用案の検討、実証実験支援
- ③その他新技術の活用案の検討、実証実験支援
- ④新技術に関する先進事例の調査・情報提供、民間事業者との連携、補助金活用支援
- ⑤先進自治体への視察支援
- ⑥プロジェクト管理

1. 6 区の現状

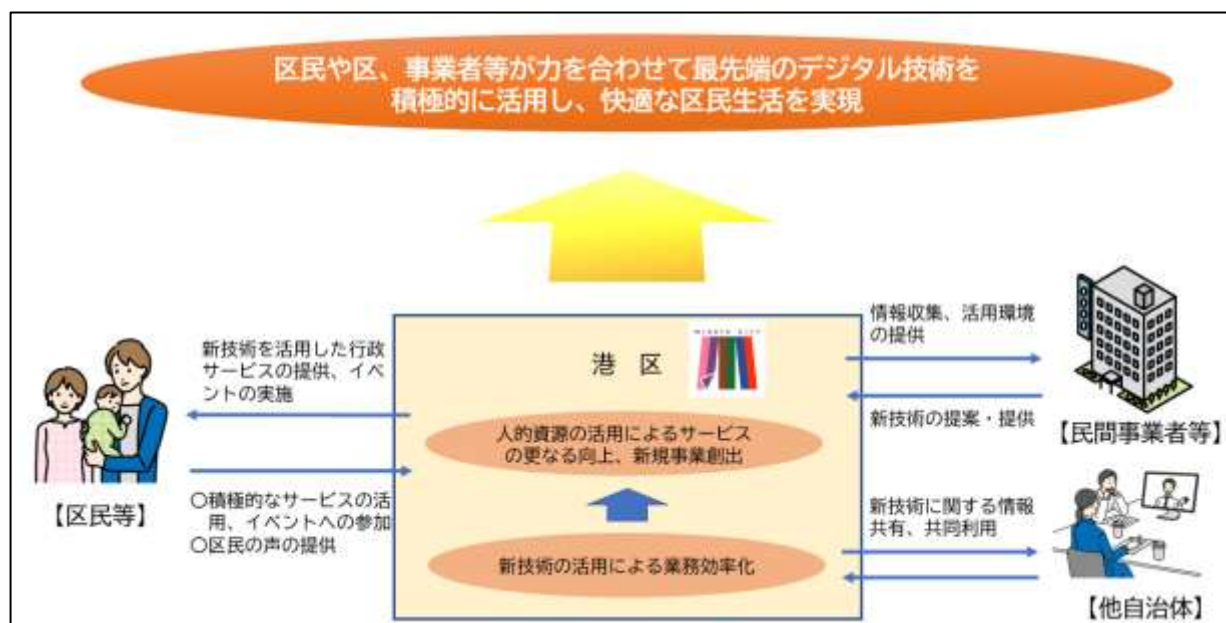
区は、令和5年度からデジタル改革担当部門を設置し、あらゆる分野でDXを推し進める体制を構築するとともに、人口増加に伴う新たな行政ニーズへの対応や、デジタルを活用した行政サービスの質向上や更なる業務効率化を進め、「区民と区、教育機関や事業者が力を合わせて自治体最先端のデジタル技術を積極的に活用し、区民の誰もが、ニーズにあったサービスを選択でき、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」によって、快適な区民生活を送っている」という港区の未来の姿を実現するため、将来を見据えたDX推進を重点的に取り組んでいます。

デジタルの進歩は、区民生活や区の事業等区政を取り巻く状況に大きな変化をもたらします。昨今、大規模で汎用性が高い基盤モデルを活用した「生成AI」の性能が格段に向上し、その利用が急拡大するなど、新技術の社会的な影響力が急速に増大しています。

区は、新技術を活用し、限られた資源と人員でより効果的な行政サービスの提供を実現することが不可欠であると考えています。

1. 7 区のめざす姿

区民や区、事業者等が力を合わせて最先端のデジタル技術を積極的に活用することで、快適な区民生活の実現をめざします。



1. 8 取組方針

区のめざす姿の実現に向けて、積極的に新技術を取り入れ、活用を推進していきます。

なお、活用に当たっては、どのような新技術が区的环境に適しているか、成果が見込まれるかなど区の現状・課題を的確に把握し、解決策を検討する必要があることから、令和6年度においては先進事例の調査や他自治体の取組等の情報収集により活用方法の検討を行い、将来的な事業化に向けた実証実験を行います。なお、先進事例の調査や他自治体の取組等の情報収集は通年実施し、常に最新の情報を取り入れつつ、区での活用可能性を検討します。詳細は以

下のとおりです。

- (1) ドローンやメタバースを含む新技術に関する最新の動向や活用事例を幅広く捉え、区が抱える「課題」と民間事業者等が有する「新技術」を的確にマッチングし、実証実験に向けた活用方法の検討や効果的な施策の実施につなげます。
- (2) 先進自治体への視察を通じて、新技術の活用に向けた課題や区における活用可能性を探るとともに、所管課における意欲向上を図ります。
- (3) ドローンやメタバース、その他新技術について、地域特性を踏まえた活用方法を検討し、実証実験をそれぞれ最低1件以上行い、事業化に向けた効果測定、課題抽出を行います。



1. 9 業務範囲及びスケジュール

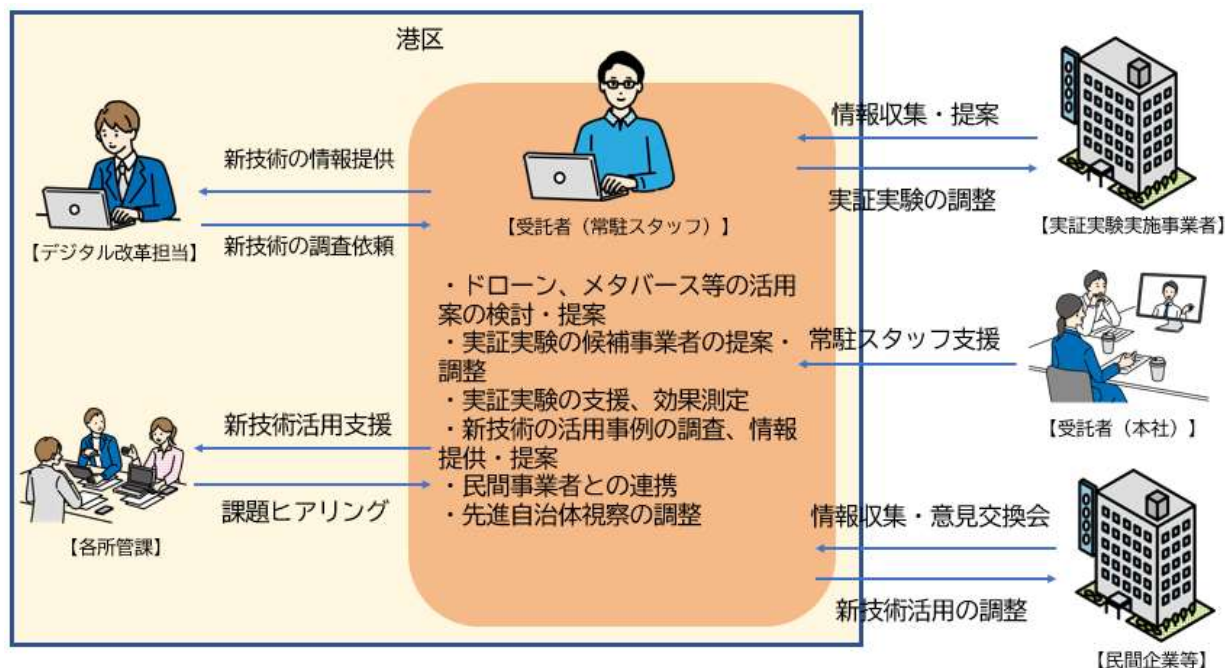
令和6年度における取組スケジュールと本業務の範囲は以下のとおりです。

業務範囲は、緑色の部分です。



1. 10 業務実施のイメージ

本業務における業務実施のイメージは以下のとおりです。



第2章 業務要件

新技術検討支援業務に関する要件を以下のとおり記載します。【要求事項】は必須の要件として、これら全てを満たすものとし、【提案事項】は要求事項を満たしたうえで、港区の課題解決に寄与するより優れた提案を求めるものとします。なお、【提案事項】についても評価に含みますので、積極的な提案をお願いします。

後述する支援業務の対象となる技術は以下とし、ドローン及びメタバースについては特に重点的に取り組むことを想定しています。ただし、新たな技術の登場等があった場合、受託者側と協議の上、内容の見直しを行うことがあります。

【重点的に取り組む新技術】

ドローン／メタバース

【その他区で本格導入の実績がない新技術】

生成AI／NFT（非代替性トークン）／XR／ロボット／デジタルツイン／Web3.0／BIM (Building Information Modelling)／CIM (Construction Information Modeling)／ブロックチェーン／スターリンク等

2. 1 新技術に関する先進事例の調査・情報提供、民間事業者との連携、補助金活用支援

【要求事項】

目的	<p>新技術の活用にあたっては、他自治体における活用事例を参考とすることや、各新技術の取扱いを専門とする民間事業者等との連携が不可欠です。</p> <p>そこで、新技術の活用検討を効果的に進めるための支援を求めます。</p>
内容	<p>(1) 国内外を問わず、ドローンやメタバースをはじめとした新技術に関する動向や他自治体等での活用事例について、最低毎月1回情報提供・提案を行うこと。</p> <p>(2) 発注者から個別に提案・調査依頼があった案件や民間事業者から提案があった場合についても随時対応し、調査及び報告書の作成、その他必要な助言をすること。</p> <p>(3) 新技術に関する情報収集や活用の検討を行うに当たり、発注者からの指示に基づき、民間事業者等が参加する意見交換会を実施すること。</p> <p>(4) 民間協創制度(※)の活用にあたっての資料作成や庁内調整を支援すること。</p> <p>※区のみでは解決が困難な課題に関して、民間事業者等から課題を解決するための提案を募集する区の制度です。</p> <p>(5) 新技術の活用検討にあたり、デジタル田園都市国家構想交付金等の活用可能な補助金等に関して、区に提案するとともに、活用にあたって必要となる申請書類の作成等の支援を行うこと。</p>
成果物	新技術の動向や活用事例の提供資料一式

【提案事項】

目的	<p>新技術に関する動向や活用事例の調査・研究においては、情報収集のみではなく、区が抱える課題に対してどのように解決のアプローチができるか、将来を見据えた区における活用方法など次につながることを意識したうえで取り組む必要があります。</p> <p>そこで、次のとおり提案を求めます。</p>
内容	<p>新技術に関する動向や活用事例の情報収集から区へ提案を行うまでのプロセスについて</p> <p>情報収集のみで終わらず、その後の区の新技術の活用に向けた検討や課題解決につなげるための工夫について</p>

2. 2 先進自治体への視察支援

【要求事項】

目的	<p>新技術の活用における先進自治体への視察を通じて、直接自治体職員の声を聴くことで、新技術の活用に向けた課題の確認や所管課の意欲向上を図ります。</p> <p>そこで、先進自治体への視察に係る支援を求めます。</p>
内容	<p>(1) ドローンなどあらゆる分野での新技術の活用を推進するため、アウトリーチ型支援により所管課が抱える課題を把握・分析し、その解消に向けた新技術を先駆的に活用している自治体を選定し、所管課とともに先進自治体への行政視察を行うこと。</p> <p>なお、視察に当たって必要となる区職員の経費は発注者負担とし、受託者側参加者の経費は受託者負担とする。</p> <p>(2) 視察に当たっては計画書を作成するとともに、視察先となる自治体との各種調整、視察当日のアテンド等を行うこと。</p> <p>(3) 視察内容に関する報告書を作成すること。</p> <p>【想定回数・人数等】 年3回（各回2自治体程度） 各回5名（所管課3名、新技術部門2名）程度</p>
成果物	<p>①視察計画書 ②視察報告書</p>

【提案事項】

目的	<p>先進自治体の視察においては、視察で学んだ内容をその後の区の新技術の活用検討に大いに生かすために、区においても活用可能性が高く、実現性があり、かつ実績のある取組であることが必要です。</p> <p>そこで、次のとおり提案を求めます。</p>
内容	<p>区の課題・ニーズと視察先の先進事例に関して、どのようにマッチングを行い、視察先を選定するか。</p> <p>新技術に限らず、過去に上記のような視察支援の実績があり、その後視察元にて事業化につながった実績があれば併せて記載してください。</p>

2.3 ドローンの活用案の検討、実証実験支援

【要求事項】

目的	<p>ドローンは、災害対策、観光、物流など様々な分野で活用が期待され、他自治体においても実証実験や事業化が進められています。港区においても地域特性を活かした港区ならではのドローンの活用を行うことで、効果的な施策の実施が期待できます。</p> <p>そこで、ドローンを活用した効果的な施策の検討・実施を進めるための支援を求めます。</p>
内容	<p>(1) 区でドローンを活用するに当たり、課題の洗い出し・整理を行うこと。必要に応じて所管課へのヒアリングを行うこと。</p> <p>(2) 課題を踏まえ、区の地域特性を生かしたドローンの具体的な活用案について検討・提案すること。</p> <p>(3) 具体的な活用案に向けた実証実験を行うための候補事業者の検討・提案、候補事業者との調整を行うこと。</p> <p>(4) 区における候補事業者の選定後、実証実験に向けた区と事業者との調整を支援すること。</p> <p>(5) 実証実験に当たって発生する関係課との調整を行うこと。</p> <p>(6) 実証実験の実施後、効果測定の支援を行うこと。</p>
成果物	<p>ドローンの活用に関する報告書</p> <p>【記載内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドローンの活用における課題 ・ドローンの活用案 ・実証実験の取組内容 ・実証実験を踏まえた効果測定 ・事業化に向けた課題

【提案事項】

目的	<p>ドローンの活用について、令和6年度中に実証実験を行い、効果測定まで行うに当たっては、迅速な課題の整理や活用案の検討が必要となります。特にドローンについては飛行可能空域の規制などの課題がある中で、最大限の効果を生み出すための工夫が求められます。</p> <p>そこで、次のとおり提案を求めます。</p>
内容	<p>ドローンの活用における課題の整理から活用案の検討、実証実験の実施までのプロセスについて、貴社として考える具体的な支援スケジュール及びスケジュールに遅れを生じさせないための工夫について</p>

2. 4 メタバースの活用案の検討、実証実験支援

【要求事項】

目的	<p>区では、区民等が来訪せずに各種手続きや行政サービスの利用ができる区役所をめざし、行政手続きのオンライン化等を進めています。本取組においては、メタバースが有効であり、総合支所制度を設ける港区において、既存の5支所（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）に加えて、各種手続等が可能な第6の支所（仮称：バーチャル支所）の構築を検討しています。</p> <p>そこで、メタバースを活用した施策の検討・実施を進めるための支援を求めます。</p>
内容	<p>(1) 区でメタバースを活用するに当たり、課題の洗い出し・整理を行うこと。必要に応じて所管課へのヒアリングを行うこと。</p> <p>(2) 課題を踏まえ、区の地域特性を生かしたメタバースの具体的な活用案について検討・提案すること。</p> <p>(3) 具体的な活用案に向けた実証実験を行うための候補となるプラットフォームや候補事業者の検討・提案、候補事業者との調整を行うこと。</p> <p>(4) 区における候補事業者の選定後、実証実験に向けた区と事業者との調整を支援すること。</p> <p>(5) 実証実験に当たって発生する関係課との調整を行うこと。</p> <p>(6) 実証実験の実施後、効果測定の支援を行うこと。</p>
成果物	<p>メタバースの活用に関する報告書</p> <p>【記載内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタバースの活用における課題 ・メタバースの活用案 ・実証実験の取組内容 ・実証実験を踏まえた効果測定 ・事業化に向けた課題

【提案事項】

目的	<p>メタバースの活用について、令和6年度中に実証実験を行い、効果測定まで行うに当たっては、迅速な課題の整理や活用案の検討が必要となります。特にメタバースについては将来的な第6の支所の構築に向けて、今後、試験構築や実証実験を重ねていく必要があります。</p> <p>そこで、次のとおり提案を求めます。</p>
内容	<p>メタバースの活用における課題の整理から活用案の検討、実証実験の実施までのプロセスについて、貴社として考える具体的な支援スケジュール及びスケジュールに遅れを生じさせないための工夫について</p>

2. 5 その他新技術の活用案の検討、実証実験支援

【要求事項】

目的	<p>区では、ドローンやメタバースなどの重点的に取り組む新技術のほか、その他本格導入の実績が無い新技術についても活用の可能性を広く検討し、効果的な施策の実施につなげていく必要があります。</p> <p>そこで、これらの新技術の活用を進めるための支援を求めます。</p>
内容	<p>(1) 区でその他新技術を活用するに当たり、課題の洗い出し・整理を行うこと。必要に応じて所管課へのヒアリングを行うこと。</p> <p>(2) 課題を踏まえ、区の地域特性を生かしたその他新技術の具体的な活用案について検討・提案すること。</p> <p>(3) 具体的な活用案に向けた実証実験を行うための候補事業者の検討・提案、候補事業者との調整を行うこと。</p> <p>(4) 区における候補事業者の選定後、実証実験に向けた区と事業者との調整を支援すること。</p> <p>(5) 実証実験に当たって発生する関係課との調整を行うこと。</p> <p>(6) 実証実験の実施後、効果測定の実証を行うこと。</p>
成果物	<p>その他新技術の活用に関する報告書</p> <p>【記載内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他新技術の活用における課題 ・その他新技術の活用案 ・実証実験の取組内容 ・実証実験を踏まえた効果測定 ・事業化に向けた課題

【提案事項】

目的	<p>その他本格導入の実績が無い新技術についても、具体的な活用案の検討を行い、効果的な施策の実施につなげていく必要があります。</p> <p>そこで、次のとおり提案を求めます。</p>
内容	<p>第2章冒頭で記述した生成AI、NFT、デジタルツイン、スターリンク等のその他区で本格導入の実績が無い技術に関して、貴社が特にその専門的知見等において強みとし、区において親和性・実現性が高いと考えられるものについて、具体的な活用案をもとに提案してください。</p> <p>他自治体での実績があれば併せて記載してください。</p>

2. 6 プロジェクト全体管理

【要求事項】

目的	定められた期限内に目的を達成するため、適切なプロジェクト管理が必要です。 そこで、業務の確実な実行のための支援を求めます。
内容	<p>(1) 庁内の関係部署と綿密に連携し、主体的に調整や交渉を実施するとともに、支援を円滑に行うため、<u>アドバイザーの役割を持つ要員（最低1名）を区役所に配置すること</u>。稼働時間は国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとする。ただし、緊急の場合等、発注者との事前の協議において、その他の時間帯の作業が必要と認められる場合は、その限りではない。なお、常駐して業務等を行うために必要な業務作業スペース、机椅子等の備品については、発注者の認める範囲で受託者に提供し、又は使用させるものとする。</p> <p>(2) 本業務に係る進捗管理や課題管理等のプロジェクト管理を行うこと。</p> <p>(3) 1週間に1回の頻度で進捗報告や課題検討等に関する定例会議を実施すること。</p> <p>(4) 発注者が別途指定した場合を除き、各打合せへ出席すること。</p> <p>(5) 発注者が別途指定した場合を除き、本契約の履行に当たって行われた会議等の議事録を作成する。議事録は会議後3営業日以内に作成するとともに、発注者へ提出し、了承を得ること。</p>
成果物	<p>①プロジェクト計画書</p> <p>②プロジェクト全体管理報告書（全体スケジュール、課題管理表等）</p> <p>③定例会報告資料一式</p> <p>④打合せ議事録</p>

第3章 提案書の構成及び記載事項

提案書の記述は、以下の項目の順番と内容に沿った構成で作成し、提案に当たっては根拠を明示し、具体的に記述してください。

提案書の様式は自由ですが、用紙サイズは原則 A4 版とし、募集要項、関連資料等を十分に読み、次の項目により目次及び頁を付けて、30頁以内として作成してください。

3. 1 提案書表題

「港区新技術検討支援業務委託提案書」とします。

3. 2 本業務における提案者の基本的な考え方

本業務を実施するに当たり、区を支援するに当たっての提案者の基本的な考え方を記載してください。

3. 3 プロジェクト管理体制

体制図、役割分担、業務の進捗管理方法、体制に問題が発生した場合の対応方法などを記載してください。

業務の再委託は原則禁止ですが、発注者の書面による承諾を得た場合は認められます。再委託が含まれる場合、再委託先がわかるように明示してください。

3. 4 業務要件に関する回答及び提案

第2章に記載した業務要件に対する回答及び提案を項目ごとに整理して記載してください。

例) 2. 1 要求事項 (1) ~~~ (提案内容を具体的に記載)

2. 1 要求事項 (2) ~~~ (提案内容を具体的に記載)

【要求事項】については、以下のとおり記載してください。

提案の内容は、各章で示した【要求事項】を全て満たすことを要件としています。各要件に対応した提案を記述してください。

また、記述に当たっては、以下の内容を含めてください。

ア 提案者が考える業務の目的及び支援による効果

イ 具体的な業務の実施及び支援の方法

【提案事項】で示した提案要求事項は、【要求事項】を満たした上で、港区の課題解決に寄与する優れた提案を求めているものです。各要件に対応した提案を記述してください。

また、記述に当たっては、以下の内容を含めてください。

ア 提案者が考える業務の目的及び支援による効果

イ 具体的な業務の実施及び支援の方法

3. 5 費用見積

本業務実施に当たっての提案に要する一切の費用の見積書を提出してください。なお、見積書の作成に当たっては、区が提供する見積書様式を使用してください。見積書様式には必ず内訳書を併せて添付してください（様式は任意です）。

なお、予算規模についても以下に示します。

令和6年度予算規模（概算） 38,000千円（税込）

第4章 その他契約条項

本業務を契約締結するに当たり、仕様書に記載するその他の契約条項について、以下に記載します。本項目については、提案書に記述する必要はありません。

4. 1 業務の体制

- (1) 作業スケジュール等は、厳守すること。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに本委託の運用体制を定め、責任者氏名・部門・役職、担当者の役割分担、緊急連絡先等が明記された、体制一覧を区に提出すること。
- (3) 受託者は、本件のリーダーを定め、業務の進行状況について適切な管理を行うこと。また、進捗状況については、定めた様式で定期的に報告し、その承認を得ること。
- (4) 原則として、作業するメンバーは、固定すること。メンバーを交代する場合は、区の承諾を得た上で、異動名簿を速やかに提出すること。
- (5) 受託者は、区との打合せ等において、分かりやすく効率的な説明を行うこと。
- (6) 受託者は、業務進行中に問題点、解決すべき課題等があれば報告・調整等を積極的に図り、逐次業務の改善を検討し、検討案について区と協議の上、区担当者の指示に従い業務を進めること。

4. 2 受託者の責務

- (1) 受託者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受託者は、この契約の履行に際し知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。
- (5) 受託者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受託者は、個人情報について、別紙（個人情報等取扱いに関する特記事項）を遵守しなければならないものとする。
- (7) 受託者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受託者は、発注者が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する

点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。

- (8) 受託者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (9) 受託者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受託者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (11) 受託者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (12) 受託者は、業務上収集した区民等の個人情報等を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること
- (13) 受託者は、採取した及び管理した情報等について、本契約の履行期間終了後速やかに復元できない状態で削除及び廃棄すること。

4. 3 成果物の提出方法等

- (1) 成果物は、各業務内容に記載のとおりとする。ただし、委託内容を実施する過程で区が必要に応じて、協議の上追加することとする。
- (2) 成果物は、次のとおり提出すること。
 - ア 電子データにて提出する。
 - イ 納品方法は、光磁気ディスク等で1セットを提出する。
 - ウ 電子データの形式は、日本マイクロソフト社製オフィスを使用し、作成する。
 - エ 上記以外の形式で提出する場合は、あらかじめ発注者の了承を得て、提出すること。
- (3) 提出期限は、区の指定がないものについては令和7年3月31日とし、必要に応じて別途発注者が指定する期限までに提出を行うこと。

4. 4 成果物の著作権

成果物の著作権は、区に帰属する。

ただし、受託者が保有する著作物を基に区に提供される報告書その他資料等を作成するに当たっての原著作物に関する著作権、その他の無体財産権は、受託者に留保されているものとするが、区は自己の業務に必要な範囲内で、原著作物を含む契約成果物を自由に利用することができることとする。なお、受託者が保有する著作権等についてはその範囲等を明確にした上で区へ報告し、了承を得る。

4. 5 貸与品の扱い

- (1) 受託者は、発注者から各種資料等の貸出し又は支給を受けた一切について、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損した場合は直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従って措置を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の履行上不要となった資料等がある場合、又は発注者から返却請求があった場合は、速やかに資料等を発注者に返却するものとする。
- (3) 受託者は、発注者により提供された資料等を本業務以外の目的に使用しないものとする。

4. 6 文書等の開示

- (1) 発注者が、本業務システム範囲に関連する文書等について、受託者からの開示を必要と判断した場合、本業務の目的以外に使用しないことを条件に受託者へ要求する場合がある。この場合、開示について受託者は、発注者と協議を行う。
- (2) 受託者が本業務実施に当たって提供する成果品以外の資料について、発注者はあらかじめ受託者の同意を得た場合は第三者への提供を行えるものとする

4. 7 支払方法

契約代金は、業務の履行を確認した後、受託者からの書面による請求に基づき一括払いとする。

4. 8 その他

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日付改正 28 環車規第 790 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。
- (5) 区が別途契約する保守業者などと連携・協力し、業務が円滑に進められるよう適切に対応すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項、又は作業の実施に当たって疑義が生じた場合は、区と受託者が協議してこれを定めるものとする。

4. 9 問合せ先

港区企画経営部企画課新技術活用担当 電話 03-3578-2078